ゆめはな開花プロジェクト推進事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、公益財団法人山口県市町村振興協会が、市町が実施する「ゆめはな開花プロジェクト推進事業」に対して交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この助成金は、山口ゆめ花博で得られた様々な成果を踏まえた、市町の創意工夫による取組を支援することにより、市町の振興に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

⑴　県要綱　山口県が定める「ゆめはな開花プロジェクト推進事業補助金交付要綱」

⑵　県補助金　前号の県要綱に基づき山口県から市町に交付される補助金

（助成対象事業及び助成金の額）

第４条　助成の対象となる事業は、県要綱により県補助金が交付される事業とする。

　　なお、助成の対象となる経費についても、県要綱に定める補助対象経費とする。

２　前項の事業に対する助成金の額は、当該事業に交付される県補助金の額の３分の１に相当する額（千円未満の額があるときは、その額を切り捨てる。）とする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金を受けようとする市町は、ゆめはな開花プロジェクト推進事業助成金交付申請書（別記様式第１号）に、次の各号に掲げる関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

⑴　市町が県要綱に基づき知事に提出した補助金交付申請書（補助金所要額調書を含む。）（写し）

⑵　他市町の同意書（複数の市町が共同で行う事業である場合に限る。）（写し）

⑶　市町が県要綱に基づき知事に提出した事業計画書（事業実施計画書を含む。）（写し）

⑷　知事から市町に交付された補助金交付決定の通知（写し）

（助成金の交付決定）

第６条　理事長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を申請のあった市町に通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第７条　市町は、県要綱第６条の規定に基づき事業計画の変更又は事業の中止もしくは廃止に係る知事の承認を受けたときは、同条に規定する申請書の写し及び知事が承認した旨の通知（写し）を添えて、遅滞なく理事長に報告しなければならない。

（実績報告）

第８条　市町は、事業計画期間における各年度ごとに、事業が完了したとき（知事に事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事業を完了した日から起算して２０日を経過した日又は助成金の交付の決定があった年度の３月２０日のいずれか早い期日までに、ゆめはな開花プロジェクト推進事業実績報告書（別記様式第２号）に、知事に実績報告を行う際に提出する関係書類の写しを添えて、理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第９条　理事長は、前条の実績報告を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を報告のあった市町に通知するものとする。

（助成金の交付）

第10条　助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、理事長が必要があると認める場合には、概算払いにより交付することができる。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、ゆめはな開花プロジェクト推進事業助成金精算（概算）払請求書（別記様式第３号）を理事長に提出するものとする。

３　理事長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

　　　附　則

この要綱は、令和元年７月２５日から施行する。